

令和5年(再口)第10011号

東京都小平市花小金井南町2-9-27-302
再生債務者 野末 恵太
1 決定年月日時 令和5年4月12日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和5年5月10日まで
4 一般異議申述期間 令和5年5月24日から令
和5年6月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(再口)第1号

佐賀県唐津市浜玉町横田下118番地5 タマ
パレ又和好C号、前住所佐賀県唐津市浜玉町
浜崎1999番地10
再生債務者 鶴 悠貴
1 決定年月日時 令和5年4月12日午前11時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和5年5月10日まで
4 一般異議申述期間 令和5年5月24日から令
和5年5月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和5年(再口)第5号

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町2丁目7番2-102
号 コスモ鳩ヶ谷フアーストヴィラージュ
再生債務者 田邊香寿美
1 決定年月日時 令和5年4月12日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和5年5月11日まで
4 一般異議申述期間 令和5年5月25日から令
和5年6月1日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和5年(再口)第4号

鳥取県米子市淀江町西原1337番地78
再生債務者 松石 正和
1 決定年月日時 令和5年4月13日午後1時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和5年5月11日まで
4 一般異議申述期間 令和5年5月25日から令
和5年5月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

令和5年(再口)第1号
福岡県久留米市上津町2228番地1610 ワイー
ルドリバーIE113号
再生債務者 友田 浩二
1 意見聴取に付する再生計画案 令和5年4月
5日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができると事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和5年4月28日まで
令和5年4月7日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
令和5年(再口)第1号
兵庫県尼崎市東難波町2丁目15番36号
再生債務者 小野 邦彦
1 意見聴取に付する再生計画案 令和5年3月
13日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができると事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和5年5月8日まで
令和5年4月12日 神戸地方裁判所尼崎支部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合
併し、甲はこの権利義務全部を承継の上存続し
て、解散することをいたしました。
効力発生日は、令和五年七月一日を予定してい
ます。
甲は効力の発生日をもって商号をあんしん少額
短期保険株式会社と変更し、甲の本店をこの本店
所在場所に移転いたします。
合併後存続する甲の資本金は二億八千八百万円
であり、甲の資本金の額に増加はありません。乙
の株主に対する金銭等の割当はありません。また、
新株予約権は発行していません。
尚、合併後消滅する乙の保険契約者について、
この合併を理由とした保険契約上の権利の不利益
な変更は行いません。
この合併に対し異議のある保険契約者その他の
債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお
申し出ください。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) https://www.dmn-ssi.co.jp/
(乙) https://www.ansn-ssi.com

令和五年四月二十一日

東京都港区六本木三丁目二番一号住友不動
産六本木グランドタワー二四階
(甲) 株式会社DM少額短期保険
代表取締役 山内ななえ
埼玉原さいたま市大宮区桜木町四丁目二六
番地オフィス二一六階
(乙) あんしん少額短期保険株式会社
代表取締役 山本 賢寿

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲・乙)
掲載紙 宮古毎日新聞
掲載の日付 令和五年四月十一日
掲載頁 十頁
令和五年四月二十一日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿
野村ビル三三階
(甲) 株式会社zoom
代表取締役 實井 武雄
野村ビル三三階
(乙) 株式会社エレフアント
代表取締役 實井 武雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) http://public-notices.mazars.jp/
JPMAS152577/c96ztkTq/
令和五年四月二十一日
東京都港区虎ノ門一丁目二番二〇号第三虎
の門電気ビルディング六階
代表取締役 イサテル・オリビエ・
パスカル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) http://public-notices.mazars.jp/
JPMAS152577/c96ztkTq/
令和五年四月二十一日
東京都港区虎ノ門一丁目二番二〇号第三虎
の門電気ビルディング六階
代表取締役 イサテル・オリビエ・
パスカル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和四年六月二十日
掲載頁 一〇六頁(号外第一三二号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和四年六月二十日
掲載頁 一一頁(号外一三二号)
令和五年四月二十一日
宮崎県串間市西浜二丁目一五番地四
(甲) 黒瀬水産株式会社
代表取締役 熊倉 直樹
鹿児島県鹿屋市古江町七四五番地一一
(乙) さつま水産株式会社
代表取締役 熊倉 直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の Techni
cal Foundation 事業に関する権利
義務を承継し甲はそれを承継させることにいたし
ました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のと
おりです。
(甲) http://public-notices.mazars.jp/
JPMAS152577/c96ztkTq/
令和五年四月二十一日
東京都港区虎ノ門一丁目二番二〇号第三虎
の門電気ビルディング六階
代表取締役 イサテル・オリビエ・
パスカル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) Atos Holding Ja
panl 合同会社
代表社員 アトス・アジア・ホール
ディング・ピーヴィ
職務執行者 イサテル・オリビエ・
パスカル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) http://public-notices.mazars.jp/
JPMAS152577/c96ztkTq/
令和五年四月二十一日
東京都港区虎ノ門一丁目二番二〇号第三虎
の門電気ビルディング六階
代表取締役 イサテル・オリビエ・
パスカル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) Atos Holding Ja
panl 合同会社
代表社員 アトス・アジア・ホール
ディング・ピーヴィ
職務執行者 イサテル・オリビエ・
パスカル

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。
(甲) Atos Holding Ja
panl 合同会社
代表社員 アトス・アジア・ホール
ディング・ピーヴィ
職務執行者 イサテル・オリビエ・
パスカル